

共同印刷グループ

グリーン調達ガイドライン
Ver. 2.0

2026 年 8 月 19 日

共同印刷株式会社

共同印刷グループ グリーン調達ガイドライン (Ver. 2.0)

1. はじめに

共同印刷グループ（以下「当グループ」という）は、サプライヤーの皆さまと社会的責任に配慮した調達を行うことで、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、サプライチェーン全体の相互発展をめざしています。そのためにサプライヤーの皆さまに遵守いただく基本事項を、「サステナブル調達基準」に定めています。

製品含有化学物質に関しては、サプライヤーの皆さまに特に実践いただきたい事項を、この「グリーン調達ガイドライン」（以下、本ガイドライン）にまとめました。主旨をご理解いただき、当グループの活動へのご協力をお願いいたします。

2. 目的

本ガイドラインは、当グループが取り扱う製品および製造に使用する原材料・資材への、法律や業界基準で規制されている化学物質の含有を防ぐために制定しました。

サプライヤーの皆さまに本ガイドラインの内容を遵守していただき、人体や環境への負荷が低い製品を市場に提供することで、人の健康および環境を保護することを目的としています。

3. 適用範囲

3-1 対象のサプライヤー

当グループへ、3-2に示す原材料・資材および製品を納入いただくサプライヤー

3-2 対象の納入品

(1) 製造に使用する資材

- ① 製品を構成する材料（用紙、フィルム、合成樹脂、金属、インキ、塗布剤、接着剤、添加剤、ICチップなど）
- ② 製品に付随する補材（梱包資材、ラベルなど）
- ③ 製造工程で使用し、製品に残留する可能性のある薬品など

(2) 製品

- ① 当グループが製造をサプライヤーに委託した完成品および部品
- ② サプライヤーから購入後、当グループのブランドをつけて販売する完成品

(3) 製品に直接触れる機械設備や金型など

4. サプライヤーの皆さまへの要求事項

(1) 化学物質管理のためのシステム構築と運用

製品に含有する化学物質情報を適切に把握・管理することを目的とし、以下を参考にサプライヤーさまの状況に応じた化学物質管理体制を構築してください。

- ・ JAMP「製品含有管理化学物質管理ガイドライン」
- ・ 製品含有化学物質管理-原則および指針：JIS Z 7201

(2) 対象物質の管理

当グループへの納入品に含有を禁止する化学物質は、「グリーン調達基準リスト」に定めています。納入品に含有禁止物質が閾値以上含まれていることが確認された場合は、当グループの調達部門へ直ちにご連絡ください。連絡受付後に対応を検討いたします。

※「グリーン調達基準リスト」に挙げた化学物質は、製品含有管理において情報伝達が必要な国内外の法規制を対象にしたものであり、全ての化学物質法規制を網羅したものではありません。サプライヤーさまが製造および販売を行う国や地域の法規制等も順守いただくようお願いいたします。

5. 提出文書

納入品に含有される化学物質の情報を把握するため、以下の文書の提出を要請した際にご協力ください。

- (1) SDS、chemSHERPA などの成分表
- (2) 含有物質分析データ
- (3) 不使用証明書

6. 用語説明

- ・ 含有
…原材料や製品中にその化学物質が含まれること
- ・ 意図的添加
…特性、外観または性能向上を図るために、化学物質を意図的に添加すること
- ・ 閾値（いきち）
…製品に含まれる化学物質がこの値、または超える値となる場合、本ガイドラインの要件にしたがって開示しなければならない限界を示す濃度
※閾値の数値は重量%で表され、1,000ppm = 0.1%として換算される
- ・ chemSHERPA（けむしえるば）
…経済産業省の主導により開発された、製品含有化学物質情報の伝達スキームの総称

7. お問い合わせ先

当グループの「グリーン調達ガイドライン」「グリーン調達基準リスト」について、ご不明点などがございましたら、以下のメールアドレス宛にご連絡ください。

共同印刷 グリーン調達連絡窓口： green_chotatsu@kyodoprinting.co.jp

以上